

山都町給食体制の検討について

「法」…学校給食法（昭和29年法律第160号）

1. 委員会を設置した経緯及び目的

これまでも、給食施設の維持（老朽化等への対応）、調理人員の確保に課題を有しており、将来の給食体制に関して検討の必要性があると感じていたところ、今般の学校規模適正化基本方針に基づく義務教育学校の整備に際して関連性を有することから、現行の給食体制等について情報を共有していただき、それを踏まえ将来の見通しに対する項目等について協議をお願いいたします。

いただいた意見等につきましては、教育委員会会議において確認し、教育委員会における審議や将来の方向性の調整に際して用います。

持続性のある学校給食体制の構築を目指すためにも、重要な協議内容だと考えていますので、皆様の闊達な意見をお願いいたします。

2. 本町における給食体制の現状

(1) 施設の現状

- 学校給食の方式
自校方式
- 各校における施設の状況

学校名	整備年月	築後	構造	面積 (㎡)	その他
中島小学校	H2.3	34	S	110	
矢部小学校	S59.10	39	RC	157	
潤徳小学校	S56.3	43	S	79	
清和小学校	S49.6	49	RC	76	
蘇陽小学校	H3.2	33	RC	106	
蘇陽南小学校	H13.2	23	S	132	ドライ方式
矢部中学校	S63.12	35	S	182	
清和中学校	S56.11	42	S	130	
蘇陽中学校	S55.3	44	RC	112	

- 学校給食衛生管理基準への対応状況

【学校給食衛生管理基準】 法第9条第1項、第2項

※学校給食衛生管理基準の概要は次のとおり。

総則

法の趣旨を踏まえた学校給食を実施する教育委員会等の責務

学校給食の衛生管理は「HACCPの考え方」に基づくこと

第2 学校給食施設及び設備の整備及び管理に係る衛生管理基準

学校給食施設、学校給食設備並びに学校給食施設及び設備の衛生管理に関する基準

第3 調理の過程等における衛生管理に係る衛生管理基準

献立作成、学校給食用食品の購入、食品の検収・保管等、調理過程、配送及び配食並びに検食及び保存食等に関する基準

第4 衛生管理体制に係る衛生管理基準

衛生管理体制、学校給食従事者の衛生管理、学校給食従事者の健康管理及び食中毒の集団発生の際の措置に関する基準

第5 日常及び臨時の衛生検査

日常及び臨時の衛生検査を行うべき項目等

※HACCP (Hazard Analysis Critical Control Point)

食品の安全管理手法の一つで、食品の生産から消費までの全過程において危害要因(ハザード)を同定し、これらの要因が実際に問題となる可能性のあるポイント(クリティカルコントロールポイント)を特定し、そのポイントにおいて予防措置を取ることで、食品の安全性を確保するもの。

法第9条 文部科学大臣は、学校給食の実施に必要な施設及び設備の整備及び管理、調理の過程における衛生管理その他の学校給食の適切な衛生管理を図る上で必要な事項について維持されることが望ましい基準(以下この条において「学校給食衛生管理基準」という。)を定めるものとする。

2 学校給食を実施する義務教育諸学校の設置者は、学校給食衛生管理基準に照らして適切な衛生管理に努めるものとする。

3 ~省略~

本町における給食施設、設備の現状は、
衛生的な調理過程の部分に大きな課題を抱えている。

(2) 調理体制の現状

・必要人数

令和元年12月に、教育委員会教育長、山都町職員組合現業評議会で協定が締結されており、次の条件により調理師を配置しています。

<p>条件 【令和元年12月 山都町職員組合現業評議会 協定より】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・正規職員と会計年度任用職員の数は、学校ごとに、同数又は正規職員を多く配置。 ・正職員の数は、給食数99食まで1人、100食から200食まで2人、201食は3人以上（中学校における食数は、小学校の食数の1.3倍） <p>※会計年度任用職員を含めた配置基準</p> <p>～99食 2人、100食～150食 3人、 151食～200食 4人、201食～ 5人、301食～ 6名</p>
--

・現行の体制（令和5年度）

現在の学校及び食数を踏まえると、正職員は16名必要となりますが、現員は15名で、不足分の1名は、会計年度任用職員を充てています。

学校	子の数	教員数	食数	調理師（協定）		現在の配置	
				必要数	正職員	正職員	会計年
中島小学校	33	13	46	2	1	1	1
矢部小学校	186	25	211	5	3	3	2
潤徳小学校	22	11	33	2	1	1	1
清和小学校	92	19	111	3	2	2	1
蘇陽小学校	59	14	63	2	1	1	1
蘇陽南小学校	89	18	107	3	2	2	1
矢部中学校	181	28	263	5	3	2	3
清和中学校	40	18	70	2	1	1	1
蘇陽中学校	79	17	120	3	2	2	1
合計	781	163	1024	27	16	15	12

※中学校の生徒の食数は、生徒数×1.3

教員は、非常勤講師、教員業務支援員、教育支援センター支援員を除く。

(令和6年度予定 R5.10時点) ※潤徳小が、矢部小に統合

学校	子の数	教員数	食数	調理師(協定)		配置予定	
				必要数	正職員	正職員	会計年
中島小学校	37	13	50	2	1	1	1
矢部小学校	209	28	237	5	3	3	2
清和小学校	86	19	115	3	2	2	1
蘇陽小学校	54	14	68	2	1	1	1
蘇陽南小学校	92	18	100	3	2	2	1
矢部中学校	157	28	232	5	3	3	2
清和中学校	39	18	68	2	1	1	1
蘇陽中学校	82	17	123	3	2	2	1
合計	756	155	993	25	15	15	10

※教員数は、令和5年度の数値を参考とする。

矢部小の教員数は、潤徳小の教諭3名を加えた。

中学校の生徒の食数は、生徒数×1.3

・ 人員の構成

定年年齢と再任用

年度	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
定年年齢	60	61	62	62	63	63	64	64	65	65
S37.4.2～S38.4.1	61	62	63	64	65					
S38.4.2～S39.4.1	60	61	62	63	64	65				
S39.4.2～S40.4.1	59	60	61	62	63	64	65			
S40.4.2～S41.4.1	58	59	60	61	62	63	64	65		
S41.4.2～S42.4.1	57	58	59	60	61	62	63	64	65	
S42.4.2～S43.4.1	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65
S43.4.2～S44.4.1	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64
S44.4.2～S45.4.1	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63
S45.4.2以降										

※令和5年4月1日から地方公務員の定年が引き上げられた。

赤塗潰 定年年齢、黄塗潰 定年前再任用（切替可能）、緑塗潰 再任用

年度別人員構成

年度	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
定年年齢	60	61	62	62	63	63	64	64	65	65
S37.4.2～S38.4.1	2	2	2	2	2					
S38.4.2～S39.4.1	1	1	1	1	1	1				
S39.4.2～S40.4.1	1	1	1	1	1	1	1			
S40.4.2～S41.4.1	2	2	2	2	2	2	2	2		
S41.4.2～S42.4.1										
S42.4.2～S43.4.1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
S43.4.2～S44.4.1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
S44.4.2～S45.4.1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
S45.4.2以降	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
合計	15	15	15	15	15	13	12	11	9	9

※上表「定年年齢と再任用」に当該年度における正職員の人数を重ね合わせた。

途中年度における採用は加味していない。

※合計欄は、現在の調理員が65歳まで再任用又は定年前再任用により任用されていることを前提としたものである。

(3) 給食運営の現状

- ・町の経費負担について（法第11条第1項）

町は、学校給食に係る施設及び設備に要する経費並びに、学校給食に従事する職員の人件費、施設及び設備の修繕費を負担しなければなりません。

令和4年度経費

（単位：円）

	中島小学校	矢部小学校	潤徳小学校	清和小学校	蘇陽小学校	蘇陽南小学校
調理師数（人）	2	5	2	3	2	3
人件費	4,204,396	15,734,615	6,305,448	10,236,570	5,179,453	12,631,762
共済等町負担分	1,693,802	5,831,081	2,463,822	3,809,415	1,777,755	4,609,380
旅 費	2,923	6,216	814	5,328	851	1,480
需用費	831,181	1,586,757	501,266	751,939	636,508	1,069,406
役 務 費	53,680	160,248	53,680	80,520	53,680	80,520
委 託 料	83,050	163,900	148,500	85,800	202,400	107,800
工事請負費	0	0	0	0	0	0
備品購入費	131,670	947,210	33,880	193,600	0	2,307,800
	7,000,702	24,430,027	9,507,410	15,163,172	7,850,647	20,808,148

	矢部中学校	清和中学校	蘇陽中学校	小中合計
調理師数（人）	5	2	3	27
人件費	9,241,893	6,536,754	12,532,635	82,603,526
共済等町負担分	4,159,892	2,538,706	4,657,911	31,541,764
旅 費	4,255	1,295	0	23,162
需用費	2,094,980	848,414	915,785	9,236,236
役 務 費	137,170	54,868	97,878	772,244
委 託 料	171,600	154,000	83,600	1,200,650
工事請負費	0	0	4,378,000	4,378,000
備品購入費	982,520	224,730	0	4,821,410
	16,792,310	10,358,767	22,665,809	134,576,992

参考1 各学校電気代及び水道代（校舎及び給食室全額）（単位：円）

	中島小学校	矢部小学校	潤徳小学校	清和小学校	蘇陽小学校	蘇陽南小学校
電気代	1,660,156	2,968,994	1,330,532	1,675,817	2,160,856	2,877,036
水道料	227,340	1,069,662	296,912	501,160	354,937	408,287

	矢部中学校	清和中学校	蘇陽中学校	小中合計
電気代	3,691,005	1,875,656	2,285,375	20,525,427
水道料	1,215,478	271,007	718,333	5,063,116

参考2 各学校の備品購入・工事・修繕

H31	備品		工事		修繕	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
中島小学校	0	0	0	0	0	0
矢部小学校	0	0	0	0	0	0
潤徳小学校	1	41,684	0	0	1	194,400
清和小学校	1	2,138,400	0	0	0	0
蘇陽小学校	1	296,780	0	0	1	80,300
蘇陽南小学校	1	23,120	0	0	0	0
矢部中学校	2	88,220	0	0	0	0
清和中学校	1	150,480	0	0	0	0
蘇陽中学校	2	61,600	0	0	0	0
	9	2,800,284	0	0	2	274,700

R02	備品		工事		修繕	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
中島小学校	3	2,044,714	0	0	0	0
矢部小学校	7	352,540	0	0	0	0
潤徳小学校	2	157,960	0	0	1	215,000
清和小学校	2	418,814	0	0	0	0
蘇陽小学校	3	437,460	0	0	0	0
蘇陽南小学校	6	421,561	0	0	0	0
矢部中学校	5	1,595,216	0	0	1	154,000
清和中学校	2	197,890	0	0	1	68,750
蘇陽中学校	4	538,341	0	0	1	167,200
	34	6,164,496	0	0	4	604,950

R03	備品		工事		修繕	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
中島小学校	0	0	0	0	0	0
矢部小学校	2	883,465	0	0	1	220,000
潤徳小学校	0	0	0	0	2	109,494
清和小学校	0	0	0	0	0	0
蘇陽小学校	1	49,280	0	0	0	0
蘇陽南小学校	0	0	0	0	0	0
矢部中学校	4	1,534,181	0	0	0	0
清和中学校	2	113,300	0	0	0	0
蘇陽中学校	2	1,939,498	0	0	1	95,788
	11	4,519,724	0	0	4	425,282

R04	備品		工事		修繕	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
中島小学校	4	131,670	0	0	0	0
矢部小学校	3	947,210	1	7,260,000	3	277,794
潤徳小学校	1	33,880	0	0	0	0
清和小学校	1	193,600	1	3,960,000	1	15,639
蘇陽小学校	0	0	0	0	0	0
蘇陽南小学校	2	2,307,800	0	0	0	0
矢部中学校	3	982,520	0	0	0	0
清和中学校	3	224,730	0	0	2	18,251
蘇陽中学校	0	0	1	4,378,000	1	26,400
	17	4,821,410	3	15,598,000	7	338,084

合計	備品		工事		修繕	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
中島小学校	7	2,176,384	0	0	0	0
矢部小学校	12	2,183,215	1	7,260,000	4	497,794
潤徳小学校	4	233,524	0	0	4	518,894
清和小学校	4	2,750,814	1	3,960,000	1	15,639
蘇陽小学校	5	783,520	0	0	1	80,300
蘇陽南小学校	9	2,752,481	0	0	0	0
矢部中学校	14	4,200,137	0	0	1	154,000
清和中学校	8	686,400	0	0	3	87,001
蘇陽中学校	8	2,539,439	1	4,378,000	3	289,388
	71	18,305,914	3	15,598,000	17	1,643,016

・保護者の経費負担について（法第11条第2項）

保護者は、町が負担する経費以外の学校給食に要する経費（食材費が主なもの）を負担しなければなりません。

本町においては、各学校PTAで運営されており、給食費の徴収についても学校で調整されています。納入は、口座振替により対応されていると伺っています（未納者へは、学校PTAにおいて対応されています。）

給食費の状況

※R05は給食費の10%追加補助を実施。

学校	給食費（月額）	徴収回数	給食費（年額）
中島小学校	4,500円	11回	49,500円
矢部小学校	4,400円	11回	48,400円
潤徳小学校	4,400円	11回	48,400円
清和小学校	4,300円	11回	47,300円
蘇陽小学校	4,800円	10回	48,000円
蘇陽南小学校	5,000円	10回	50,000円
矢部中学校	5,100円	11回	56,100円
清和中学校	5,000円	11回	55,000円
蘇陽中学校	5,000円	11回	55,000円

年間合計（R5当初、小中学校） 40,033千円

1人当たり1食分の額 小学校児童 平均248円、中学校 平均281円

学校給食法（昭和29年法律第160号）

第11条 学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費並びに学校給食の運営に要する経費のうち政令で定めるものは、義務教育諸学校の設置者の負担とする。

学校給食の運営に要する経費のうち政令で定めるもの（法施行令第2条）

学校給食に従事する職員の人件費、学校給食の実施に必要な施設及び設備の修繕費

2 前項に規定する経費以外の学校給食に要する経費（以下「学校給食費」という。）は、学校給食を受ける児童又は生徒の学校教育法第16条に規定する保護者の負担とする。

保護者（学校教育法第16条）

子に対して親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）

(4) 食育体制について

「食育」に関する指導の充実を図り、家庭、地域等との連携のもとに、地域産業や食文化の理解及び日常での実践力を高めるために、栄養教諭を中心に各学校にて実施しています。

3. その他

(1) 予定する検討事項

- 給食供給体制について

施設の老朽化及び学校給食衛生管理基準に対応させるためには（潤徳小を除くため、8校中7校）、相当の財政負担が必要となります。

また、社会的な働き手不足により調理師の確保が困難になりつつあるのが実状です。

これらを踏まえつつ、学校給食を維持するため、今後、義務教育学校の整備を前提として、将来に必要な給食体制をイメージしながら、既存給食設備を維持する形の自校方式或いは給食設備を整理したセンター方式のいずれとするのが適当か検討する必要があります。

- 給食費の公会計化について

本町では、各学校PTAにおいて管理されていますが、国は、学校の負担軽減や教員の働き方改革を踏まえ、給食費の公会計化（自治体が担うこと）を促進しています。

しかし、本町においては、次のことを要因として取組みに至っていません。「公会計化を図るには、現人員体制での対応は難しく、対応人員の確保、システム整備、徴収等、新たな体制を構築しなければならないが、現状、人員確保が困難」「管理が、学校から自治体に移行することで保護者の当事者意識が薄くなることによる未納の増加を懸念」

- 給食費の無償化について

全国的に、給食費無償化を実施する自治体が増えてきました。

開始すれば恒常化することは想像に難しくなく、自主財源が乏しい本町にとって、年間およそ4千万円の財政負担は小さくありません。実施するには、安定的な財源確保が欠かせませんが、その目途はたっていません。

(2) 今後の協議スケジュール（予定）

- 第1回目 諮問（検討項目の提示）、現状説明
- 教育委員会 方針案調整
- 第2回目 整備費等に係る説明、方針案提示、持ち帰り検討依頼
- 第3回目 意見交換
- 第 回目 答申案検討、答申
- 教育委員会 答申を踏まえた方針案調整